

<2011年1月12日 電子メールにて提出>

-----  
[宛先] 環境省水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室  
[件名] 「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について（答申案）」に対する意見  
[氏名] 化成品工業協会 技術部 （担当：浜中達郎）  
[住所] 〒299-0117 東京都港区六本木5-18-17  
[電話番号] 03-3585-3374  
[FAX番号] 03-3589-4236  
[電子メールアドレス] [hamanaka@kaseikyo.jp](mailto:hamanaka@kaseikyo.jp)

[意見] 1

<該当箇所>

2頁18～26行目

<意見内容>

水濁法における有害物質は、その用途等から考えれば人に対して有用な物質でもあり、同時に容易に代替できないものも多い。従って、水濁法における有害物質の有用性にも触れつつ、それを上回る程リスクが高いことを、定量的に示すべきと考える。

また、『人に対する健康リスクが存在する。』の表現は不適切であり、リスクの高低として記載すべきである。

<理由>

本答申は地下水汚染により人が長期的に摂取した場合の有害性の側面のみから記載されていて、全体的なバランスを欠いた記述となっており、国民に誤解を生じさせかねない。例えば、有害物質を全て排除することで国民の安全安心が保たれ、かつそれが容易なことであるかの様な短絡的な誘導を招きかねない。また、同様にリスクの高低ではなく、リスクの有無としての記載は、ゼロリスクを求めがちな日本の国民性を煽る表現であり、リスクの高低に応じた管理を指向している国際的な流れに逆行するものである。

[意見] 2

<該当箇所>

2頁27～30行目

<意見内容>

『未然防止の措置は、事業者が負担すべき費用の軽減につながるものである。』は、誇張した表現であり不適切と考える。

<理由>

多くの事業者は、有害物質による地下水汚染が発生した場合に、事後対策として多大な費用が掛かることは、多数の事例から既に知っており、それを他山の石として個々の事業場に応じた自主的な対応にも取り組んできているところである。かかる状況のもと、本答申にある追加的的制度に取り組まねば多くの費用負担が例外なく発生するかの様な表現は、好ましいものではないと思われる。更に、未然防止

の措置の内容に依っては、事業場そのものの移転等、過重な費用負担が発生する可能性もあり、この面でも事実と相異なる可能性を含んでいる。

[意見] 3

<該当箇所>

2頁31～33行目

<意見内容>

本該当箇所における制度構築とは、法による規制と解釈できるが、早急な法規制を未然防止の領域で構築することは、効果的な対応にならないと考える。

<理由>

法規制はそれに関係するもの全てに一律の義務を生じさせるものであり、多くの負担を生じさせるものの、意図的なものに対しては抑止効果として国民の納得性は高い。しかし未然防止の領域では、何が必要十分であるのか、対象物質の汚染状況、判断する者の立場或いは考え方で大きく変わり、様々な対応、及び解釈が成り立つ。従って、大多数を納得しうるものとして、どの物質がどういう状況でリスクが高いか十分に説明すると共に、リスクの高いものから優先的にその状況にあった措置を検討、指向する。更に規制以外の措置と組合せて対応すること等が、真に効果的な対応に成り得ると考える。拙速な一律規制は、リスクの低い、大きな効果が期待されない領域の関係者にも必要以上の負担を強いる可能性が高く、望ましいものではない。

なお、多くの漏洩の原因が設備・施設の劣化・老朽化に起因することを併せて考えれば、設備保全に資金を回すことがままならない零細企業等が今回の対象者に含まれている可能性があると思われる。こうした事業者の状況も配慮しつつ、総合的な判断のもと、必要な箇所に必要な措置を取ることを求めるべきである。

[意見] 4

<該当箇所>

5頁14～23行目（他法令による有害物質の漏洩防止に関する規制の現状）

及び6頁下から3行目～8頁11行目（（2）地下水汚染の効果的な未然防止の措置）

<意見内容>

他法令による措置との関係が分かり難いので、マトリクス図、表等により整理して示して頂くとともに、関係する法令間での整合性を図り、同じ目的に対して多重の対策をとる必要がなきよう、配慮頂きたい。

<理由>

事業者の誤解、混乱を避けるため。

また、多重の対策実施は厳しい状態にある中小企業の経営を圧迫しかねないため。

[意見] 5

<該当箇所>

6頁下から2行目～7頁下から7行目（①施設設置場所等の構造に関する措置）

<意見内容>

構造的な対応を求めるとしても、告示等で設備内容を国が細かく定めることは適当でない。

<理由>

望ましい設備の対応は、対象設備の内容、周囲の状況等、ケースにより全く異なったものになるので、漏洩防止の目的を満たすか否かの観点で判定すべきと考える。

[意見] 6

<該当箇所>

8 頁下から 1 行目～9 頁 3 行目

<意見内容>

構造に関する措置については、既存設備と新規設備は分けて対応すべきである。

<理由>

既存の設備における構造に関する措置の適用について、該当部位のみを小さな負担で対応できる場合は良いが、既存設備の場合、例えば物理的に他の構造を含めて対処せざるを得ない、或いは事業場全体の維持に係わる等、実質的に全く対応できないケースがあり得る。従って、猶予期間のみの硬直的な運用ではなく、より現実的で柔軟な措置を目指して検討を重ねて頂く必要がある。

[意見] 7

<該当箇所>

9 頁 5. 今後の課題と留意事項 2) 4～5 行目

『一方、中小規模の事業者の団体においては、中小規模の事業者の業種、業態に応じて適切に対応できるよう、積極的な役割を果たすことが期待される。』

<意見内容>

『一方、中小規模の事業者に係る他の関係者も、中小規模の事業者の業種、業態に応じて適切に対応できるよう、協力していくことが期待される。』と改めるべきである。

<理由>

原文では、あたかも中小規模の事業者を含む団体が、全く役割を果たしていない、或いは消極的な役割を果たしているのみである、かの様に受け取られかねず、不適切と考える。事業者の団体とはいえ、その成立、目的、及び中小規模の事業者への関わり方は多様であり、当協会においても、既にその業態に応じて、本件にも通じる施策を実施しているところである。

また、環境省、地方公共団体、事業者団体以外にも役割を果たすべき関係者は多く存在することも考慮する必要がある。